

本多記念研究奨励賞規程

昭和 54 年 6 月 5 日制定

改正 平成 5 年 5 月 19 日

改正 平成 16 年 5 月 15 日

改正 平成 24 年 5 月 11 日

第1条 意義と目的

本賞は、公益財団法人本多記念会（以下、「記念会」という。）が故本多光太郎博士の偉業を永く記念するための事業の一つとして、わが国の若い研究者で、理工学特に金属及びその周辺材料に関する研究を行い、優れた研究成果または発明を行ったものに対して贈るもので、これにより受賞者の今後の発展を奨励することを目的とする。

第2条 名称

この賞を、本多記念研究奨励賞とする。

第3条 褒賞金

本多記念研究奨励賞は褒賞金 30 万円とする。

第4条 件数

本多記念研究奨励賞は、原則として、毎年贈呈することとし、件数は 5 件以内とする。

第5条 授賞計画

記念会は原則として、毎年 5 月に次年度の授賞計画を決定し、本多記念研究奨励賞受賞候補者募集要項を公表するとともに、大学及びその他研究機関、学会など関係方面に通知し、候補者を広く公募する。

第6条 受賞候補者選考委員会の設置

候補者の選考を行なうため、本多記念研究奨励賞受賞候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

第7条 選考委員会の組織と任期

- (1) 選考委員会は若干名の委員をもって組織し、うち 1 名は委員長、1 名は副委員長とする。
- (2) 委員は、学識経験あるもののうちから、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、理事会が次年度受賞者を決定して、その授賞式を完了した時に終わる。

第8条 選考委員会の招集と審査

委員長は、選考委員会を招集して、別に定める本多記念研究奨励賞受賞候補者選考委員会規程に基づき、毎年 11 月から審査を行う。

第9条 審査報告

前条により、受賞候補者が決定したときは、委員長は審査の経過及び結果を理事長に報告する。

第10条 受賞者及び授賞式期日の公表

記念会は、毎年 2 月 23 日（故本多博士誕生日）に受賞者及び授賞式の期日を公表する。

第11条 授賞

授賞は毎年 5 月、本多記念賞授賞式当日に行うことを原則とし、選考委員会の審査報告に基づき、理事会、評議員会の議決を経て、理事長が行う。

第12条 研究奨励賞規程付則

- (1) この規程に定めるもののほか、授賞について必要な事項は別に定める。

(2) この規程は昭和 54 年 6 月 5 日から施行する。

附則

この規程は、平成 5 年 5 月 19 日から施行する。

この規定は、平成 16 年 5 月 15 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 5 月 11 日から施行する。